第七十三条　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者について、改正後平成六年改正法附則第二十七条第一項の規定を適用する場合においては、各号の厚生年金被保険者期間ごとに同条第六項から第十四項までの規定を適用する。

第七十四条　改正後平成六年改正法附則第二十七条第一項に規定する者が二以上の種別の被保険者であった期間を有する者である場合は、平成六年改正法附則第二十七条第三項の政令で定める率は、各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく老齢厚生年金ごとに第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率を合算して得た率とする。

一　改正後平成六年経過措置政令第十五条に規定する率（当該一の期間に基づく老齢厚生年金が改正後平成六年改正法附則第二十七条第一項に規定する老齢厚生年金（同項に規定する者が受給権を有するものを除く。）である場合にあっては一、請求日（改正後平成六年経過措置政令第十五条に規定する請求日をいう。）の属する月と当該一の期間に基づく老齢厚生年金に係る改正後平成六年改正法附則第十九条第一項、第二十条第一項若しくは第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が同一である場合又は当該一の期間に基づく老齢厚生年金が厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（同法第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものを除く。）である場合にあっては零）

二　当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数を、当該月数と厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数とを合算した月数で除して得た率

第七十五条　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者について、改正後平成六年改正法附則第三十条第二項から第四項までの規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十四条第一項及び第三項（同法及びこの政令並びに他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる改正後平成六年改正法附則第三十条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	附則第十九条第四項	厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間（次項及び第四項において「各号の厚生年金被保険者期間」という。）のうち同条に規定する一の期間（以下この条において「一の期間」という。）に基づく附則第十九条第四項
	厚生年金保険法附則第八条	同法附則第八条
	が二百四十以上である	と同法第七十八条の二十二に規定する他の期間（次項及び第四項において「他の期間」という。）に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数が二百四十以上である
	老齢厚生年金について	当該一の期間に基づく老齢厚生年金について
	同法第四十四条第一項	厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十三第一項の規定により読み替えられた同法第四十四条第一項
	当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の	当該
	第四十三条第三項の規定により当該	第四十三条第三項の規定又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該

第三項	附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の	当該一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数と他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した
	第十二項の規定	第十二項の規定又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したこと
	附則第二十条第四項	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく附則第二十条第四項
	が二百四十以上である	と他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数が二百四十以上である
	老齢厚生年金について	当該一の期間に基づく老齢厚生年金について
	同法第四十四条第一項	厚生年金保険法施行令第三条の十三第一項の規定により読み替えられた同法第四十四条第一項
	当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の	当該
	第四十三条第三項の規定により当該	第四十三条第三項の規定又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該
第四項	附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の	当該一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数と他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した
	第十三項の規定	第十三項の規定又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したこと
	附則第二十条の二第四項	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく附則第二十条の二第四項
	が二百四十以上である	と他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数が二百四十以上である
	老齢厚生年金について	当該一の期間に基づく老齢厚生年金について
	同法第四十四条第一項	厚生年金保険法施行令第三条の十三第一項の規定により読み替えられた同法第四十四条第一項
	当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の	当該
	第四十三条第三項の規定により当該	第四十三条第三項の規定又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該